

令和3年第1回定例会
第10号議案資料

東大和市立図書館条例新旧対照表

- ※  (網掛け部分) については令和3年4月1日施行予定
- ※ (アンダーライン) については令和4年4月1日施行予定
- ※ (二重アンダーライン) については規則別表と条例別表第2との変更点

現行	改正後 (R3. 4. 1)	改正後 (R4. 4. 1)
<p>(目的) 第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、東大和市長立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 設置する図書館は、中央館及び地区館とする。 2 中央館及び地区館の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(管理) 第3条 図書館は、教育委員会が管理する。</p>	<p>(設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、東大和市長立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(管理) 第3条 図書館は、東大和市長教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。</p> <p>(図書館の利用の制限) 第4条 教育委員会は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒み、又は中止させることができる。 (1) 秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) この条例、この条例に基づく東大和市長教育委員会規則(以下「規則」という。)又は職員の指示に従わないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか管理運営上支障があるとき。</p> <p>(損害賠償) 第5条 施設、設備又は備品に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を東大和市長(以下「市」という。)に賠償しなければならない。</p>	<p>(設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、東大和市長立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(事業) 第3条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。 (1) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集、整理及び保存 (2) 資料の貸出し (3) 読書案内 (4) 調査研究に対する援助及び資料の複写 (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力 (6) 前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成のために必要な事業</p> <p>(開館時間及び休館日) 第4条 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、東大和市長教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要であると認めたときは、これらを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(図書館の利用の制限) 第5条 教育委員会は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒み、又は中止させることができる。 (1) 秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) この条例、この条例に基づく東大和市長教育委員会規則(以下「規則」という。)又は職員の指示に従わないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか管理運営上支障があるとき。</p> <p>(損害賠償) 第6条 施設、設備又は備品に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を東大和市長(以下「市」という。)に賠償しなければならない。</p>

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 資料を汚損し、破損し、又は紛失した者は、現品又は相当の代価をもって市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 教育委員会は、地区館(別表に掲げる地区館をいう。以下同じ。)の管理を行わせるため指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する法人等は、前項の規定による申請をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人等

(2) 国税又は地方税を滞納している法人等

(3) 地方自治法第244条の2第1項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取消の日から2年を経過しないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に不適当な法人等として規則で定めるもの

4 教育委員会は、第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認められる法人等を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 地区館の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、地区館の効用を最大限に発揮するとともに管理の効率化を図ることができること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 資料を汚損し、破損し、又は紛失した者は、現品又は相当の代価をもって市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 地区館(別表第1に掲げる地区館をいう。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次条の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する法人等は、前項の規定による申請をすることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人等

(2) 国税又は地方税を滞納している法人等

(3) 地方自治法第244条の2第1項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取消の日から2年を経過しないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に不適当な法人等として規則で定めるもの

4 教育委員会は、第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認められる法人等を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 地区館の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、地区館の効用を最大限に発揮するとともに管理の効率化を図ることができること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地区館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>5 教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなつたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者として指定することが適当でないと認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消したと</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地区館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>5 教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第9条 指定管理者が行う業務は、この条例の他の規定により指定管理者が行うこととされるもの及び次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の管理の基準)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により、前条の業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正に地区館の管理を行うこと。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供を適切に行うこと。</p> <p>(3) 業務に関し取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、地区館の開館時間及び休館日を変更することができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 指定管理者は、毎月の業務及び経理の状況について、規則で定めるところにより教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第12条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>(1) 業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 第8条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなつたとき。</p> <p>(3) 第10条第1項に規定する管理の基準を遵守しないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又</p>
--	---	--

<p>(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会がこれを定める。</p>	<p>きは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p> <p>(協定) 第8条 教育委員会は、指定管理者に地区館の管理を行わせる場合に必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会がこれを定める。</p>	<p>は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p> <p>(指定期間満了等による原状回復の義務) 第13条 指定管理者は、指定期間が満了した場合は、教育委員会の承認を得たときを除き、その管理する地区館を直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合についても同様とする。</p> <p>(協定) 第14条 教育委員会は、指定管理者に地区館の管理を行わせる場合に必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p> <p>(指定管理者による管理を行う場合の読替え) 第15条 第7条の規定により指定管理者に地区館の管理を行わせる場合における第4条ただし書及び第5条の規定の適用については、第4条ただし書中「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要であると認めた」とあるのは「指定管理者（第7条に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）が特に必要であると認めて東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得た」と、第5条中「教育委員会」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(委任) 第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会がこれを定める。</p>
---	---	--

別表第1 新旧対照表

現行 (R4.3.31 まで)			改正後 (R4.4.1 から)		
別表 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置
中央館	東大和市立中央図書館	東京都東大和市中心3丁目930番地	中央館	東大和市立中央図書館	東京都東大和市中心3丁目930番地
地区館	東大和市立桜が丘図書館	東京都東大和市桜が丘3丁目44番地の13	地区館	東大和市立桜が丘図書館	東京都東大和市桜が丘3丁目44番地の13
	東大和市立清原図書館	東京都東大和市清原4丁目1番地		東大和市立清原図書館	東京都東大和市清原4丁目1番地

別表第2 新旧対照表

現行 (R4.3.31 まで)			改正後 (R4.4.1)		
※規則別表			別表第2 (第4条関係)		
開館時間	中央館	月曜日、土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで 水曜日、木曜日及び金曜日 午前10時から午後7時まで	開館時間	中央館	月曜日、土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで 水曜日、木曜日及び金曜日 午前10時から午後7時まで
	地区館	午前10時から午後5時まで		地区館	午前10時から午後5時まで。 <u>ただし、東大和市立桜が丘図書館は、水曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる水曜日及び金曜日を除く。）については、午前10時から午後7時まで</u>
休館日	定期休館日	毎週火曜日。 <u>ただし、地区館のうち東大和市立清原図書館については、毎週月曜日及び火曜日とする。</u>	休館日	定期休館日	中央館 毎週火曜日及び休日（土曜日に当たる日を除く。） 地区館 毎週月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とし、更にその日が休日に当たるときは、順次繰り延べる。 休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日とし、更にその日が休日に当たるときは、順次繰り延べる。
	国民の祝日等	<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下「休日」という。）</u>		年末年始	12月28日から翌年の1月4日までの日
	年末年始	12月28日から翌年の1月4日までの日 <u>（休日を除く。）</u>		資料整理日	毎月第3木曜日
	資料整理日	毎月第3木曜日		特別資料整理期間	毎年1回15日以内において <u>教育委員会</u> が指定する日
	特別資料整理期間	毎年1回15日以内において <u>中央館長</u> が指定する日			
備考 中央館の水曜日、木曜日及び金曜日における開館時間のうち午後5時から午後7時までについては、レファレンス室及び視聴覚室等は利用することができない。			備考 中央館の水曜日、木曜日及び金曜日における開館時間のうち午後5時から午後7時までについては、レファレンス室及び視聴覚室等は利用することができない。		

令和3年第1回定例会
第10号議案資料

東大和市立図書館運営規則新旧対照表（案）

- ※ （網掛け部分）については令和3年4月1日施行予定
※ （アンダーライン）については令和4年4月1日施行予定

現行	改正後 (R3. 4. 1)	改正後 (R4. 4. 1)
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第5条)</p> <p>第2章 資料の利用 (第6条—第11条)</p> <p>第3章 視聴覚室、会議室等の利用 (第12条—第16条)</p> <p>第4章 委任 (第17条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東大和市立図書館条例(昭和52年条例第11号)第4条の規定に基づき、東大和市立図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業等)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集、整理及び保存</p> <p>(2) 資料の貸出し</p> <p>(3) 読書案内</p> <p>(4) 調査研究に対する援助及び資料の複写</p> <p>(5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励</p> <p>(6) 図書館報その他読書資料の発行及び頒布</p> <p>(7) 他の図書館、文庫、学校、公民館等との連絡及び協力</p> <p>(8) 資料の相互貸借</p> <p>(9) 前各号のほか図書館の目的達成のために必要な事業</p> <p>2 東大和市立中央図書館長(以下「中央館長」という。)は、前項第1号に規定する資料を収集したときは、資料台帳(第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3、第1号様式の4、第1号様式の5)に登録しなければならない。</p> <p>(図書館奉仕を受けることができる者)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 資料の利用 (第4条—第9条)</p> <p>第3章 視聴覚室、会議室等の利用 (第10条—第13条)</p> <p>第4章 指定管理者 (第14条—第18条)</p> <p>第5章 委任 (第19条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東大和市立図書館条例(昭和52年条例第11号)以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、東大和市立図書館(次条(第7号を除く。))において「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業等)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集、整理及び保存</p> <p>(2) 資料の貸出し</p> <p>(3) 読書案内</p> <p>(4) 調査研究に対する援助及び資料の複写</p> <p>(5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励</p> <p>(6) 図書館報その他読書資料の発行及び頒布</p> <p>(7) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力</p> <p>(8) 資料の相互貸借</p> <p>(9) 前各号のほか図書館の目的達成のために必要な事業</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 資料の利用 (第2条—第7条)</p> <p>第3章 視聴覚室、会議室等の利用 (第8条—第11条)</p> <p>第4章 指定管理者 (第12条—第18条)</p> <p>第5章 委任 (第19条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東大和市立図書館条例(昭和52年条例第11号)以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、東大和市立図書館(次条において「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。</p>

第3条 図書館奉仕を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東大和市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人
- (2) 東大和市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
- (3) 東村山市、武蔵村山市又は立川市の区域内に居住する個人

2 前項の規定にかかわらず、中央館長は、必要と認めた者に対して、図書館奉仕をすることができる。

(開館時間及び休館日)

第4条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、中央館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第5条 中央館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒み、又は中止させることができる。

- (1) 秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) この規則及び中央館長の指示に従わないとき。
- (4) 前3号のほか管理運営上支障があるとき。

第2章 資料の利用

(貸出手続)

第6条 資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(第2号様式、第2号様式の2、第2号様式の3)により、中央館長に申し込まなければならない。

- 2 中央館長は、前項の規定による申込みがあつたときは、当該申込者に利用カード(第3号様式)を交付するものとする。
- 3 利用者は、資料の貸出しを受ける際には、利用カードを提示しなければならない。
- 4 利用申込書の記載事項に変更を生じたときは、変更届(第4号様式)により、速やかに中央館長に届け出なければならない。
- 5 図書館を利用できる資格を失つたときは、速やかに中央館長に利用カードを返還しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第3条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、東大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第2章 資料の利用

(貸出手続)

第4条 資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書に必要事項を記入し、教育委員会に申し込まなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあつたときは、当該申込者に利用カードを交付するものとする。
- 3 利用者は、資料の貸出しを受ける際には、利用カードを提示しなければならない。
- 4 利用申込書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 5 次条第1項各号の要件に該当しなくなつたときは、速やかに教育委員会に利用カードを返還しなければならない。ただし、同条第2項の規定により利用カードの交付を受けた者は、この限りでない。

第2章 資料の利用

(貸出手続)

第2条 図書館資料(以下「資料」という。)の貸出しを受けようとする者は、利用申込書に必要事項を記入し、東大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申し込まなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあつたときは、当該申込者に利用カードを交付するものとする。
- 3 利用者は、資料の貸出しを受ける際には、利用カードを提示しなければならない。
- 4 利用申込書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 5 次条第1項各号の要件に該当しなくなつたときは、速やかに教育委員会に利用カードを返還しなければならない。ただし、同条第2項の規定により利用カードの交付を受けた者は、この限りでない。

<p>(利用カードの紛失等)</p> <p>第7条 利用カードを汚損、破損又は紛失したときは、利用カード紛失(汚損・破損)届(第5号様式)により、速やかに中央館長に届け出なければならない。</p> <p>2 利用カードが交付を受けた者以外の者によつて使用され、損害が生じたときは、その責任は当該利用カードの交付を受けた者に帰するものとする。</p> <p>(貸出数及び貸出期間)</p> <p>第8条 資料の貸出数は、中央館長が別に定める。</p> <p>2 資料の貸出期間は、個人については14日以内とし、その他については3か月以内とする。ただし、中央館長が特に必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。</p> <p>3 個人の利用者が資料貸出期間経過後において引き続き当該資料を利用しようとするときは、中央館長の承認を得て、1回に限り貸出期間を延長することができる。</p> <p>(貸出しの停止)</p> <p>第9条 中央館長は、資料貸出期間経過後においても、当該資料を返却しなかつた者に対して、一定期間資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 中央館長は、特に必要と認められた資料について、その利用方法を制限することができる。</p>	<p>(利用カードの交付を受けることができる者)</p> <p>第5条 利用カードの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東大和市(以下「市」という。)の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人</p> <p>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は団体</p> <p>(3) 東村山市、武蔵村山市又は立川市の区域内に居住する個人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認められた者に対して、利用カードを交付することができる。この場合において、教育委員会は、当該利用カードを交付する必要がなくなつたと認めるときは、当該利用カードを返還させることができる。</p> <p>(利用カードの紛失等)</p> <p>第6条 利用カードを汚損、破損又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 利用カードが交付を受けた者以外の者によつて使用され、損害が生じたときは、その責任は、当該利用カードの交付を受けた者に帰するものとする。</p> <p>(貸出数及び貸出期間)</p> <p>第7条 資料の貸出数は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 資料の貸出期間は、個人については14日以内とし、その他については3か月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。</p> <p>3 個人の利用者が資料貸出期間経過後において引き続き当該資料を利用しようとするときは、教育委員会の承認を得て、1回に限り貸出期間を延長することができる。</p> <p>(貸出しの停止)</p> <p>第8条 教育委員会は、資料貸出期間経過後においても、当該資料を返却しなかつた者に対して、一定期間資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>(資料の利用の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、特に必要と認められた資料について、その利用方法を制限することができる。</p>	<p>(利用カードの交付を受けることができる者)</p> <p>第3条 利用カードの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東大和市(以下「市」という。)の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人</p> <p>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は団体</p> <p>(3) 東村山市、武蔵村山市又は立川市の区域内に居住する個人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認められた者に対して、利用カードを交付することができる。この場合において、教育委員会は、当該利用カードを交付する必要がなくなつたと認めるときは、当該利用カードを返還させることができる。</p> <p>(利用カードの紛失等)</p> <p>第4条 利用カードを汚損、破損又は紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 利用カードが交付を受けた者以外の者によつて使用され、損害が生じたときは、その責任は、当該利用カードの交付を受けた者に帰するものとする。</p> <p>(貸出数及び貸出期間)</p> <p>第5条 資料の貸出数は、教育委員会が別に定める。</p> <p>2 資料の貸出期間は、個人については14日以内とし、その他については3か月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、その期間を別に指定することができる。</p> <p>3 個人の利用者が資料貸出期間経過後において引き続き当該資料を利用しようとするときは、教育委員会の承認を得て、1回に限り貸出期間を延長することができる。</p> <p>(貸出しの停止)</p> <p>第6条 教育委員会は、資料貸出期間経過後においても、当該資料を返却しなかつた者に対して、一定期間資料の貸出しを停止することができる。</p> <p>(資料の利用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、特に必要と認められた資料について、その利用方法を制限することができる。</p>
---	---	---

(損害賠償)

第11条 利用者は、資料を汚損、破損又は紛失したときは、資料紛失(汚損・破損)届(第6号様式)により、速やかに中央館長に届け出るとともに、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、中央館長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

第3章 視聴覚室、会議室等の利用

(利用の範囲)

第12条 視聴覚室、会議室、お話し室及び展示コーナー(以下「視聴覚室等」という。)は、教育的、文化的活動等図書館事業に関連のある集会及び行事に利用することができる。

(利用手続)

第13条 視聴覚室等を利用しようとする者は、中央館長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第14条 中央館長は、視聴覚室等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が承認のときと違ったとき。
- (3) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。
- (4) 前3号のほか管理運営上特に必要があるとき。

(利用者の責任)

第15条 利用者は、視聴覚室等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は器具を汚損、破損又は紛失したと

第3章 視聴覚室、会議室等の利用

(視聴覚室等の利用の範囲)

第10条 視聴覚室、会議室、お話し室及び展示コーナー(以下「視聴覚室等」という。)は、教育的、文化的活動等図書館事業に関連のある集会及び行事に利用することができる。

(視聴覚室等の利用手続)

第11条 視聴覚室等を利用しようとする者(以下この章において「利用者」という。)は、東大和市立中央図書館長(以下「中央館長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 中央館長は、前項の承認をする際に、必要な条件を付することができる。

(視聴覚室等の利用の制限)

第12条 中央館長は、視聴覚室等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用承認条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。
- (4) 前3号のほか管理運営上特に必要があるとき。

(視聴覚室等の利用者の責任)

第13条 利用者は、視聴覚室等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第3章 視聴覚室、会議室等の利用

(視聴覚室等の利用の範囲)

第8条 視聴覚室、会議室、お話し室及び展示コーナー(以下「視聴覚室等」という。)は、教育的、文化的活動等図書館事業に関連のある集会及び行事に利用することができる。

(視聴覚室等の利用手続)

第9条 視聴覚室等を利用しようとする者(以下この章において「利用者」という。)は、東大和市立中央図書館長(以下「中央館長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 中央館長は、前項の承認をする際に、必要な条件を付することができる。

(視聴覚室等の利用の制限)

第10条 中央館長は、視聴覚室等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的又は利用承認条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。
- (4) 前3号のほか管理運営上特に必要があるとき。

(視聴覚室等の利用者の責任)

第11条 利用者は、視聴覚室等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

きは、速やかに中央館長に届け出なければならない。

2 中央館長は、前項に規定する届出があつたときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、第1項に規定する汚損、破損又は紛失に対して、損害賠償を命ずることができる。

第4章 指定管理者

(指定管理者を公募しない場合)

第14条 条例第6条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定管理者(条例第6条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を公募する手続において同条第2項の規定による申請がなかつた場合又は同条第4項の規定による審査の結果選定すべき法人等がなかつた場合で、再度公募する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 条例第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合で、公募する時間的余裕がないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者を公募することができない特別な事情があると教育委員会が認める場合

(指定管理者の申請)

第15条 条例第6条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款又はこれに類する書類

(2) 登記事項証明書(法人に限る。)

(3) 役員又はこれに準ずべき者に関する名簿

(4) 財務状況に関する書類

(5) 経営状況に関する書類

(6) 法人等の概要が分かる書類

(7) 図書館の管理運営に関する実績を記載した書類

(8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の欠格要件)

第16条 条例第6条第3項第4号に規定する指定管理者に不適当な法人等として規則で定めるものは、次に掲げる法人等とする。

第4章 指定管理者

(指定管理者を公募しない場合)

第12条 条例第8条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定管理者(条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を公募する手続において条例第8条第2項の規定による申請がなかつた場合又は同条第4項の規定による審査の結果選定すべき法人等がなかつた場合で、再度公募する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 条例第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合で、公募する時間的余裕がないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者を公募することができない特別な事情があると教育委員会が認める場合

(指定管理者の申請)

第13条 条例第8条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款又はこれに類する書類

(2) 登記事項証明書(法人に限る。)

(3) 役員又はこれに準ずべき者に関する名簿

(4) 財務状況に関する書類

(5) 経営状況に関する書類

(6) 法人等の概要が分かる書類

(7) 図書館の管理運営に関する実績を記載した書類

(8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の欠格要件)

第14条 条例第8条第3項第4号に規定する指定管理者に不適当な法人等として規則で定めるものは、次に掲げる法人等とする。

	<p>(1) 市長、副市長若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となつてゐる法人等（市長等にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行つてゐる法人等</p> <p>(3) 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人等 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ウ 公務員であつた者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に不適当な法人等として教育委員会が定めるもの</p> <p>(指定管理者の指定の通知)</p> <p>第17条 教育委員会は、条例第6条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、指定した法人等に通知するものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第18条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により指定を取り消したときは、指定管理者に通知するものとする。</p>	<p>(1) 市長、副市長若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となつてゐる法人等（市長等にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行つてゐる法人等</p> <p>(3) 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している法人等 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 ウ 公務員であつた者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に不適当な法人等として教育委員会が定めるもの</p> <p>(指定管理者の指定の通知)</p> <p>第15条 教育委員会は、条例第8条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、指定した法人等に通知するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第16条 条例第11条第1項の規定による毎月の業務及び経理の状況の報告は、翌月の15日までに<u>行うものとする。</u></p> <p>2 条例第11条第2項に規定する事業報告書は、次に掲げる事項について記載し、毎事業年度終了後60日以内に教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1) 指定管理業務の実施状況</p> <p>(2) 指定管理業務に係る経費の収支の状況</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第17条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者に通知するものとする。</p>
--	---	---

第4章 委任

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て中央館長が別に定める。

別表（第4条関係） 略

第1号様式（第2条関係）

第1号様式の2（第2条関係）

第1号様式の3（第2条関係）

第1号様式の4（第2条関係）

第1号様式の5（第2条関係）

第2号様式（第6条関係）

第2号様式の2（第6条関係）

第2号様式の3（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第11条関係）

第5章 委任

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第3条関係） 略

（指定管理者による管理を行う場合の読替え）

第18条 条例第7条の規定により指定管理者に地区館（条例別表第1に掲げる地区館をいう。）の管理を行わせる場合における第2条第1項、第2項、第4項及び第5項、第3条第2項前段、第4条第1項並びに第5条第3項の規定の適用については、第2条第1項中「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者（条例第7条に規定する指定管理者をいう。以下この条、第4条第1項及び第5条第3項において同じ。）」と、同条第2項、第4項及び第5項、第4条第1項並びに第5条第3項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項前段中「教育委員会」とあるのは「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とする。

第5章 委任

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。